

調査意見書

受理番号 107-82		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
1	25	側注2	「イギリスにおける下院の解散」中、「2021年に廃止された。」	不正確である。 (2021年)	3-(1)	
2	33	囲み	「コラム 緊急事態条項」中、「これに対し、憲法上の緊急事態とは、議会がもつ立法機能を内閣に移すなど、国の権力構造そのものを臨時に変更する必要があるような事態で	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (参議院の緊急集会について)	3-(3)	
			ある。これに関して、衆議院が解散中は国会が機能しないので、それに対処する規定が必要だとの議論がある。ただ、現在の憲法でも、緊急事態においては内閣は参議院の緊急集会を求め			
			ることができる(憲法第54条2項)。この規定が緊急事態条項としての役割を果たしているとの考え方が、憲法学においては一般的である。」			
3	38	囲み	「コラム 日本の刑事司法と冤罪」中、「無罪の推定が近代刑法の原則であるにもかかわらず、日本の裁判では検察官が起訴した事件のほぼすべてが有罪とされている。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (無罪の推定と有罪との関係について)	3-(3)	
4	98	グラフ8	日本のM&A件数の推移	不正確である。 (20年と25年の間隔)	3-(1)	
5	103	2 - 5	公園や灯台などは公共財である。このような財は市場にまかせると供給量が過少になるため、政府などが市場を通さずに提供し、補うことができる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (119ページ3～4行目「公共財を供給して市場の失敗を是正し、私的財と公共財のバランスを調整するのが政府の役割である。」に照らして)	3-(3)	
6	110	図5	「金融の循環」中、証券市場から企業への矢印(株式・公社債発行)。	生徒が誤解するおそれのある図である。 (矢印の向き、「公社債」)	3-(3)	
7	113	12 - 14	そして、無担保コールレートとよばれる銀行間の短期資金の貸し借りの金利を政策金利…として誘導する手段が現在とはとられている。 及び同ページ14～16行目「かつての	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「無担保コールレート」)	3-(3)	
			公定歩合は…無担保コールレートの上限を示す役割を担うようになっている。」 及び同ページの最下段「?日銀が買いオペレーションを行うと、無担保コ			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 107-82		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
			ールレートはどう変化するだろうか。 」 及び114ページグラフ19小見出し「 無担保コールレート、」 及び115ページ4～5行目「日銀は景			
			気回復を図るために、直接の政策目標 とした無担保コールレートを0%に近 づけるゼロ金利政策をとった。」			
8	114	側注12	「BIS規制」中、「バーゼル合意にも とづいて国際決済銀行（BIS）が規制 する統一基準。…また国内業務のみを 行う銀行には、日本では4%以上とい う基準が設けられている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （規制の主体について）	3-(3)	
9	115	2 - 3	一金融機関あたり1000万円とその利子 を限度に保証されるのみとなった（ペ イオフ制度）。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ペイオフの範囲）	3-(3)	
10	133	表4	「四大公害裁判」中、四日市ぜんそく の請求「6社の共同責任を追及。」、 及び判決「コンビナート各企業の共同 不法行為の考えを示した」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「共同責任」、「共同不法行為」）	3-(3)	
11	146	図6	「斡旋・調停・仲裁」中、仲裁の「仲 裁委員会…が拘束力のある裁定を下す 」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「拘束力のある裁定」）	3-(3)	
12	191	26 - 28	2003年には大量破壊兵器の保有を理由 に、武力攻撃を定めた安全保障理事會 の決議がないなかで、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （イラク戦争にいたる過程）	3-(3)	
13	210 - 211	9 - 7	もしも、ポルトガルがイギリスに比べ てぶどう酒をロシアよりも有利な条件 で生産することができ（比較優位）、 反対に、イギリスはポルトガルに比べ てロシアをぶどう酒よりも有利な条件	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （比較優位の説明）	3-(3)	
			で生産できるなら、絶対的な生産費の 大小にかかわらず、ポルトガルは比較 優位をもつぶどう酒の生産に、イギリ スは同じくロシアの生産にそれぞれ特 化（特定化）して、他の財は貿易によ			
			って手に入れたほうが、双方の国にと って利益になると、リカードは説いた （比較生産費説）。			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 107-82		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
14	215	側注2	小見出し「GATTの発足」及び同ページ17行目「GATTは自由貿易を促進するため、1948年に発足した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「発足」）	3-(3)	
15	237	15	2000年のミレニアム開発目標（MDGs）に続き、	誤りである。（「2000年」）	3-(1)	
16	239	19 - 20 左	一強のアメリカが大義のないままイラクに侵攻する事態に至った	生徒が誤解するおそれのある表現である。（国連安保理決議1441などに照らして）	3-(3)	
17	253	囲み	「3まとめる参加する 民族間の対立を防ぐには」中、「独自の文化や伝統を受け継ぐアイヌ民族や琉球・沖縄の人々もいる。こうした人々を、日本はどれだけ尊重できているだろうか。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「アイヌ民族や琉球・沖縄の人々」と「日本」との関係）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 107-83		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
1	34	4 - 7	安全保障関連三文書改定(2022年)と防衛装備移転三原則改定(2023年)の閣議決定により、…殺傷能力のある武器の輸出解禁に踏み切った。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「輸出解禁に踏み切った」)	3-(3)	
2	43	脚注3	日本の難民認定数は…起こりうる。	相互の関連が適切でない。 (本文の内容との関連)	2-(12)	
3	49	22 - 23	また、これらの制度を通じて集められた個人情報の民間利用を認める場合には、適切な法的規制が求められる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (マイナンバー制度について)	3-(3)	
4	63	脚注3	「違憲審査制の類型」中、「具体的な裁判を前提とせずに違憲審査をおこなうことができる制度を抽象的違憲審査制という。…ドイツや韓国などは後者を採用している。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (韓国の違憲審査制について)	3-(3)	
5	65	12	他の裁判員の指名	誤記である。 (「指名」)	3-(2)	
6	73	15 - 19	スペインのバルセロナでは、…「Decidim (デシディム)」を導入した。日本でも兵庫県加古川市で日本語版Decidimを作成したほか	特定の商標の宣伝になるおそれがある。 (Decidim)	2-(7)	
7	81	12 - 13	1994年の法改正(→p.76)などで選挙違反に対する連座制の強化や企業団体献金の規制が強められ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (参照ページに照らし、1994年の法改正について)	3-(3)	
8	88	19 - 20	たとえば、仕事の成果に連動して賃金が支給されるなら、勤労意欲の向上というインセンティブが働く。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (インセンティブについて)	3-(3)	
9	94	図1	経済主体と経済循環	生徒が誤解するおそれのある図である。 (国内と海外との間の経済循環について)	3-(3)	
10	98	図6	「appleとgoogleの検索エンジン契約の構図」中、「2023年、アメリカの連邦裁判所は、これを独占禁止法に違反するとの判決を下した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「2023年」、「連邦裁判所」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 107-83		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
11	102	19	株主総会は企業の最高意思決定機関であり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「企業の」)	3-(3)	
12	116	7 - 8	政策金利(無担保コールレート)を誘導して、 及び同ページグラフ7「各種利率の推移」中、「無担保コールレートのほうが低いためにその政策的意義は希薄	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「無担保コールレート」)	3-(3)	
			となっている。」 及び117ページ5行目「無担保コールレートが下がり、」 及び同ページ図「無担保コールレート」			
13	116	13 - 14	銀行と証券・保険会社の業務の相互参入が可能となり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (相互参入の方式について)	3-(3)	
14	117	脚注6	国内業務だけの銀行に対しては、日本では4%以上という基準が適用されている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (規制の主体について)	3-(3)	
15	119	脚注4	今後は量的緩和政策を継続させながらも、日銀当座預金の一部分に金利を付与することによって金利を調整する金融政策も検討されている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「検討されている。」)	3-(3)	
16	120	23	NISA(少額非課税制度)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「少額非課税制度」)	3-(3)	
17	126	14 - 18 右	MMTは、アメリカや日本のように通貨主権をもつ国は、インフレ率が急上昇しない限り、自国建て通貨でいくらかでも財政支出を拡大する能力があると主張する。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「自国建て通貨」)	3-(3)	
18	128	17 - 19	その財政的支援のため、1947年には復興金融金庫(復金)が設立され、日本銀行による多額の復金債と国債の引き受けによって資金が調達された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「国債」)	3-(3)	
19	128 - 129	23 - 1	一方で、急激な金融引き締めは中小企業の倒産と失業を増加させ、安定恐慌というデフレを招いた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「安定恐慌というデフレ」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 107-83		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
20	129	脚注2	「ドッジ・ライン」中、「復興金融金庫の廃止、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「廃止」)	3-(3)	
21	138	4 - 5	そのうちの82%が65歳以上と高齢化が進み、	不正確である。 (「82%」)	3-(1)	
22	138	7 - 8	また、専業農家が減って、他の職業と兼業する兼業農家や副業的農家の割合が増えている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「専業農家」、「兼業農家」)	3-(3)	
23	140	8	検査率は低下傾向にある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「低下傾向」)	3-(3)	
24	143	1 - 2	訪問販売などで、消費者が申し込みや契約をおこなっても、一定の期間内であれば解除できるクーリング・オフの制度が特定商取引法で拡大された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「一定の期間内であれば解除できる」)	3-(3)	
25	145	7	企業の無過失責任制がとられ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (無過失責任制について)	3-(3)	
26	151	脚注3	「斡旋、調停、仲裁」中、「仲裁は、労働委員会が設ける仲裁委員会が拘束力のある裁定をおこなうこと。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (仲裁の強制力について)	3-(3)	
27	152	12 - 13	勤続年数にしたがって給料と地位が上がる年功序列型賃金、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「地位」)	3-(3)	
28	170	5 - 7	巨額の債務残高は、1945年～49年に物価水準が1930年の240倍に上昇するハイパーインフレを引き起こし、国民の所得・資産の実質的な価値が一挙に失われるという犠牲をともなって、はじめて解消された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「1930年の240倍」、「資産」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 107-83		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
29	178	グラフ 1	厚生年金の受益と負担の世代別比較	生徒にとって理解し難いグラフである。 (縦軸)	3-(3)	
30	213	脚注2	しかしアメリカの内需に過度に依存すると、各国経済がアメリカ市場の景気動向に左右されるというリスクが増大する。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「アメリカの内需」)	3-(3)	
31	214	15 - 16	日本はドルをもらっても、国内では普及していないので、それを円にかえる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「国内では普及していないので」)	3-(3)	
32	216	13 - 15	また1947年10月には、GATT(関税及び貿易に関する一般協定)の発足が決まった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「発足」)	3-(3)	
33	217	脚注8	一方、市場取引価格よりも低い価格での輸出は、ダンピング(不当廉売)輸出として不公正貿易とみなされ、制裁対象となる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「市場取引価格」)	3-(3)	
34	220	グラフ 4	対外債務総額の多い国	生徒にとって理解し難いグラフである。 (中国の債務残高)	3-(3)	
35	221	脚注5	WTO紛争解決制度(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (対抗措置について)	3-(3)	
36	227	表6	「法人税率と企業誘致の関係」中、「1社あたりの売上高を20億とした想定例。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「売上高」)	3-(3)	
37	228	図1	主な地域経済統合	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「FTAAP」、「2023年10月現在」)	3-(3)	
38	241	グラフ 1	主要国のODAの実績額推移(左)と対GNI比(右)	生徒にとって理解し難いグラフである。 (左グラフの縦軸)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 107-84		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
1	4	グラフ	実質GDP・1人あたり実質GDPの推移とその将来	生徒にとって理解し難いグラフである。 (実質GDPの点線について)	3-(3)	
2	33	6 - 8	2023年には、マイナンバーカードの利用範囲を拡大する法改正がおこなわれ、健康保険証は同カードに一本化されることが決まったため、同カードの取得・利用を拒否することは著しく困難	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (マイナンバーカードの取得・利用について)	3-(3)	
			になった。			
3	58	図1	「生産の三要素」中、「資本とは、企業などが事業活動をおこなうために必要となるお金のこと。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「資本とは、…お金のこと。」)	3-(3)	
4	60	写真1	「無料の配給に並ぶ失業者」中、「株価暴落の主因は、アメリカの経済成長をささえていた耐久消費財需要（自動車など）の急減であった。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (株価暴落の主因について)	3-(3)	
5	61	下囲み	Skill UP② 所得格差を読み取ろう	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「賃金成長率」、「賃金の成長率」)	3-(3)	
6	62	図1	経済活動の流れ	生徒が誤解するおそれのある図である。 (国内と海外との間の経済循環について)	3-(3)	
7	66	12 - 13	これに対し株式会社は、事業に必要な資本金を小口の株式にわけ、多くの人から出資をつのる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「資本金」)	3-(3)	
8	66	19 - 21	株主は株主総会において、専門の経営者（取締役）を選出し、経営を委託する（所有〔資本〕と経営の分離）。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「選出し」)	3-(3)	
9	66	図3	株式会社のしくみ	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「選出し」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 107-84		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
10	76	側注3	「無担保コールレート」、 及び同ページグラフ1「各種利率の 推移」中、「現在では、無担保コール レートのほうが低いため、」 及び77ページ左8行目-10行目「この	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「無担保コールレート」)	3-(3)	
			ときの目安となる金利は政策金利とよ ばれていて、現在は無担保コールレ ートが使われています。」 及び同ページ図「無担保コールレ ート上昇」、「無担保コールレート低下			
			」			
11	76	グラフ 2	おもな国・地域の政策金利の推移	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (同ページ15行目-17行目「2016年には、日銀当座預 金の一部分の金利をマイナスにすることで、金融機 関から企業への貸し出しをうながすマイナス金利政 策も導入された(同政策は2024年3月に解除)。」に	3-(3)	
				照らして)		
12	81	左24 - 右4	しかし、国債を購入している人は、国 債償還時に増税がおこなわれたとして も、税をおさめると同時に、償還金を受 け取ることになる。同じ世代でも、 便益や負担のかかり方は一様ではない	生徒が誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
			のである。			
13	84	グラフ 7	労働力人口の推移	生徒にとって理解し難いグラフである。 (65歳以上の労働力人口の線種)	3-(3)	
14	85	右上囲 み	「KEYWORD 国家戦略特区」中、「国際 競争力の強化などをはかるため、労働 時間や解雇に関する規制緩和や税制面 での優遇措置などが設定された特別区 。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「特別区」)	3-(3)	
15	89	グラフ 4	おもな国の総合食料自給率の推移	生徒にとって理解し難いグラフである。 (総合食料自給率の算出方法)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 107-84		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
16	90	表3	クーリング・オフの解約期間	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「解約」)	3-(3)	
17	92	14 - 16	さらに、企業に対しては、過失の有無に関係なく、被害が生じればその賠償責任を負う無過失責任が課せられるものとし、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (無過失責任制について)	3-(3)	
18	94	図2	「労働争議の調整方法」中、「③労働委員会が設ける仲裁委員会が、拘束力のある仲裁裁定をおこなう。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (仲裁の強制力について)	3-(3)	
19	105	右上図	「高齢者1世帯あたりの年間平均所得の内訳」中、「稼動所得」	誤記である。	3-(2)	
20	127	18 - 19	各国が経済的利益を重視するなかで、国連ではなく利益を共有する諸国間の同盟が重視される結果、世界の分裂が深刻になっている。	生徒にとって理解し難い表現である。 (世界の分裂について)	3-(3)	
21	131	図	シリア難民のおもな移動経路	学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)	
22	133	図1	核拡散の現状と非核地帯	生徒が誤解するおそれのある図である。 (北朝鮮について)	3-(3)	
23	137	17 - 18	金融収支は、自国が外国に保有する対外資産と外国が自国に保有する対外負債が増える場合に増加し、減る場合に減少する。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「増加」、「減少」)	3-(3)	
24	137	右上囲み	「KEYWORD 外貨準備(外貨)」中、「アメリカ以外の国では、国際取引の決済通貨として最も多用されるアメリカドルを外貨とよぶことが多い。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「アメリカドルを外貨とよぶことが多い。」)	3-(3)	
25	143	図4	地域的経済統合	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「FTAAP」、「2024年10月時点」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調査意見書

受理番号 107-85		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
1	27	脚注1	国民の義務	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文と脚注1との関係について)	3-(3)	
2	38	11 - 13	2023年には、性的指向や性自認の多様性を尊重すべきであるとするLGBT理解増進法が制定された。世界的には同性婚を認める国が増えつつあるが、日本では同性カップルを法的に承認する制度は存在しない。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本の現状について)	3-(3)	
3	59	16 - 17	ドイツや韓国のように、特別に設けられた憲法裁判所が、法令の合憲性を専門に審査する制度（抽象的審査制）と、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (韓国の違憲審査制について)	3-(3)	
4	83	14 - 19 右	知事の判断で、要請に応じた施設や店舗に一定の協力金を支払うところもあったのだが、地方自治体の自主的な政策にとどまるため、補償に関して都道府県間での格差を生む結果ともなった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (緊急事態に伴う営業補償について)	3-(3)	
5	94	4 - 5	それまで理想とされてきたアダム＝スミスの「小さな政府」による自由放任主義（レッセ・フェール）では、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「小さな政府」による自由放任主義（レッセ・フェール）」)	3-(3)	
6	99	4 - 5	そのため、多くの企業が株式会社の形態をとり、株主が株式と引き換えに資本金を出資している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「資本金」)	3-(3)	
7	114	グラフ	「物価の推移」中、「(79・1) 第二次石油危機」及び134ページグラフ「日本経済のあゆみ(1946～88年)」中、「(78・10) 第二次石油危機」、 及び220ページ年表「国際経済のあゆみ」中、「1979 第二次石油危機」、 及び222ページグラフ「円の対ドルレート推移」中、「78年第二次石油	相互に矛盾している。 (第二次石油危機が発生した時期について)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 107-85		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
			危機」			
8	120	12 - 13	金融の自由化とは…金融機関の業務枠の自由化…をいう。 及び同ページ15～16行目「銀行と証券の業務枠や…見直しも進められた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (金融機関の業務枠の自由化の形態について)	3-(3)	
9	121	グラフ	小見出し「公定歩合・コールレート・預金準備率の推移」、 及びグラフ中の「無担保コールレート」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (コールレート)	3-(3)	
10	121	脚注2	「BIS規制」中、「国際決済銀行 (BIS) の下で…定められた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (BIS規制を決定している機関)	3-(3)	
11	122	脚注1	「ペイオフ」中、「預金などの払い戻し保証額を、元本1,000万円とその利息までとする措置。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ペイオフの範囲)	3-(3)	
12	157	側注3	「斡旋・調停・仲裁」中、「仲裁は、労働委員会の設ける仲裁委員会が、仲裁裁定を行うこと。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (仲裁の効力)	3-(3)	
13	189	9 - 11	18世紀末から発展した仲裁裁判は、当事者の合意で選ばれた裁判官で構成され、事件が解決すれば裁判所は解散する。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現在の仲裁裁判について)	3-(3)	
14	195	12 - 13	一定の装備の下で紛争の拡大防止にあたる平和維持軍 (PKF) や、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (平和維持軍について)	3-(3)	
15	247	表2	パリ協定の各国の目標	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (各国の削減目標の数値)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 107-86		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
1	10	38 - 40	ただし、著しい不注意（重過失）があった場合は、原則的に取り消しができない。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （重過失による取り消しについて）	3-(3)	
2	18	囲み	「判例 個人の尊重をめぐる裁判—強制不妊手術訴訟違憲判決」中、「長い間、ハンセン病患者を隔離してきた「らい予防法」は1996年に廃止され、また、法廷でも患者を隔離していたこと	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （強制不妊手術訴訟違憲判決との関係について）	3-(3)	
			にして、最高裁判所が謝罪した（2016年）。」			
3	23	グラフ 11	選択的夫婦別姓制度に関する世論の推移	最新のものをを用いておらず、学習上の支障を生ずるおそれがある。	2-(11)	
4	27	12 - 14 右	また、送還が困難な者については、一方的に退去を命令する制度も導入されている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （退去強制について）	3-(3)	
5	32	37 - 39 右	「効率的に犯罪を予防し、秩序が保たれるという安心感が大きいければ受け入れるべき」	誤記である。 （「大きいければ」）	3-(2)	
6	71	右上 囲 み	「産業革命と資本主義経済の確立」中、「国家の富は貿易の差額によってのみ蓄積されるとする重商主義の考え方にに基づき、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「国家の富は貿易の差額によってのみ蓄積される」）	3-(3)	
7	72	16 - 27	アダム・スミスの経済思想…そして、国家は民間の経済活動に干渉をせず、自由放任政策（レッセ・フェール）をとることが最良とされた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「自由放任政策（レッセ・フェール）」）	3-(3)	
8	73	右上 囲 み	「社会主義国の現状」中、「また、ベトナムは1980年代後半にドイモイ政策を採用し、経済的には資本主義を導入して、経済政策を進めている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「資本主義」）	3-(3)	
9	76	9	利潤は企業の所有者に対して分配される。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「企業の所有者」）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 107-86		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	判定
	ページ	行				
10	77	6 - 8	現在の日本における会社企業の形態には、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社がある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「有限会社」)	3-(3)	
11	77	22	株式会社の所有者は、出資者である株主である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「所有者」)	3-(3)	
12	77	22 - 25	一方、株主が出資した資本を運用して実際の会社の経営をおこなうのは、株主によって選出される経営者である。株主は、原則として株主総会で一株につき一票の議決権をもち、取締役や監査役を選出する。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「選出」)	3-(3)	
13	78	図8	「株式会社のしくみ」中、株主総会から取締役会への矢印。	生徒が誤解するおそれのある図である。 (株主総会による取締役の選任・解任の権限を誤解する。)	3-(3)	
14	79	20 - 23	これに対して、企業統治（コーポレート・ガバナンス）の強化が求められるようになり、…、会社の会計を監査するための監査役の設置、…が進められた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「監査役を設置」)	3-(3)	
15	91	側注3	「貨幣数量説」中、「フリードマンなどのマネタリストは、通貨量を適切に調整することにより、物価と雇用の安定が達成されると主張している。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「通貨量を適切に調整」)	3-(3)	
16	92	13 - 14	②無過失責任の原則は、故意や過失の有無にかかわらず、公害を発生させた企業に賠償する義務を負わせるものである。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (無過失責任制について)	3-(3)	
17	106	下囲み	「これからの課税のあり方とは？」中、「しかし、低所得者の負担が重くなるという逆進性をもち、垂直的公平を損ねる可能性がある。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「低所得者の負担が重くなるという逆進性」)	3-(3)	
18	113	6	金融機関の業務の相互参入が可能となり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (相互参入の方式について)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 107-86		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定
	ページ	行				
19	113	上囲み	「貸し出しや不良債権処理における銀行の貸借対照表（バランスシート）の変化」中、「国際決済銀行（BIS）の自己資本比率規制（BIS規制）が国際的に採用されており、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「国際決済銀行（BIS）の」）	3-(3)	
20	115	上囲み	「金融商品におけるリスクとリターン」中、「実現するリターンは大きくなる場合も小さくなる場合もあり、」	誤記である。（「リターン」）	3-(2)	
21	117	側注1	「第1次石油危機」中、「1979年にはイラン革命に端を発する第2次石油危機が発生したものの、」及び228ページ図5「資源ナショナリズムの動向」中、「1970年代 ・二度	相互に矛盾している。（第2次石油危機の発生時期について）	3-(1)	
			にわたる石油危機（1973年と1978年）」			
22	131	4	仲裁で示される仲裁裁定は、労使双方を拘束する。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（仲裁の効力について）	3-(3)	
23	177	図10	「冷戦下のヨーロッパ」	生徒にとって理解し難い図である。（赤丸の凡例）	3-(3)	
24	179	側注4	「常設仲裁裁判所」中、「国際紛争の当事者（国家・国際機関・民間団体・個人など）の合意によって法廷が設置される。そして、当事者が裁判官を選び、話しあいによって紛争の処理を進める。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（常設仲裁裁判所について）	3-(3)	
25	212	側注2	「ヘッジファンド」中、「特定の少数の投資家から大口の資金を集めて金融市場で運用し、高い収益を追求する企業集団のこと。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「企業集団」）	3-(3)	
26	223	1 - 3 左	EUは、…経済通貨同盟である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「経済通貨同盟」）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

調 査 意 見 書

受理番号 107-86		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	判定	
	ページ	行					
27	227	12 - 14	一方、国連総会において、2000年に国連ミレニアム宣言が採択され、2015年までに達成すべき目標としてミレニアム開発目標（MDGs）が策定された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （MDGsの策定年について）	3-(3)		
28	234	脚注1	「遺伝資源」中、「医薬品などの開発に利用できる生物種のこと。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「生物種」）	3-(3)		
29	236	グラフ 10	各国の原子力発電設備	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 （日本の運転中の原子力発電設備数について）	3-(3)		
30	237	側注3	「バイオマス」中、「バイオマスは燃焼しても大気中の二酸化炭素が増加しない利点がある。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「燃焼しても大気中の二酸化炭素が増加しない」）	3-(3)		
31	244	表2	パリ協定での各国・地域の排出削減目標	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （各国の排出削減目標）	3-(3)		
32	260	図2	「安全な水資源を利用できる人口の割合」中、「91～100%以上」	誤記である。 （「以上」）	3-(2)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。